

十六世紀初頭の中国に関するイスラム史料

——アリ・エクベル著『中国記』^{*}の評価をめぐって——

小 田 寿 典

【要約】 アリ・エクベル著『中国記』は H. Yule—H. Cordier や G. Ferrand などの東西交渉史の総括的研究書に取り上げられず、また十分に研究されないで二次的史料のようにみられてきたきらいがある。しかし、本書のオリジナリティは高く評価されてもよいと考える。テキストの全容はいまだ校刊されていないが、明代中期の中国事情を伝えるイスラム文献として興味深い。本稿は主としてオスマン・トルコ語訳の一写本により、本書の旅行記的性格について述べると共に、文献的评价に關説する。

史林 五二卷六号 一九六九年一月

* 本稿におけるテキストは次のようである。

TMs.: イスタンブル・スレイマニエ図書館キサト・ヒンケンディ旧登録番号 No. 2107 (Salehmaniye U. Kütüphanesi Kısmı Esat Ef. Eski Kayıt No. 2107) トルコ語訳写本(回曆一〇八九年)。TT..... J. Th. Zenker, Das chinesische Reich nach dem türkischen Khatainame, ZDMG, Bd. 15, 1861, ss. 785-805 (この論文文にみえるトルコ語訳の原音写を付した固有名詞に關して) PT..... Ch. Schefer, Trois Chapitres du Kitay naméh, Text Persan et Traduction Française, Mélanges Orientaux, Paris 1883, pp. 29-94 (トルコ語原典写本、第一・七、十五章)。トルコ語の音写は現代トルコ語に従い、固有名詞だけ、トルコ語の音写に従う。トルコ語の音写は Steingass Persian-English Dictionary に準じる。

三上次男著『陶磁の道』には、ジョン・ポーブ氏から引用して、『中国記』の興味深い記事が載せてある(岩波新書、一九六九年、九二頁)^①。即ち、明の武宗正徳帝(一五〇六—二二)からオスマン朝トルコのセリム一世(一五二一—二〇)にアラビア文字で飾られた二個の中国陶磁が贈られたというのである。ところが私の知る限りでは、こうしたことが『中国記』に書いてある可能性はない。この説は恐らく、何らかの誤解からであると思うが、差し当って

『中国記』の評価が十分に確定されていないことにも問題がある。

アリ・エクベル *Ali Ekber* へ *Ali Akbar* の『中国記』 *Khita'y-nama* については、*Shaykh* *Ch. Scheler* 氏が紹介するペルシア語原典写本の末尾に、「本書 *Khita'y-nama* は、神のかよわき *Shaykh* *Ali Akbar Khitāyī* の手によって成就したが、回曆九二二年三月の末 (西曆一五二六年四月) にコスタンティニエ (イスタンプル) 市においてまとめられた」(Pt. p. 35 n. 1) とあることにより、著者名と著述の年代・場所が知られるようになった。

ときまさに、オスマン朝トルコはセリム一世により初めて東部アナトリアの山岳地帯を越えてイラン・シリア・エジプトへ征服の歩を進めていた。一五二四年にアゼルバイジャン境のチャルデイランでサファヴィー朝のシャー・イスマーイールを敗走させ、ついで首都タブリーズを占領した。そして一五二七年にエジプトのマムルーク朝を滅し、メッカ・メディナ両イスラム聖都の領有権を獲得するに至る征服活動において、オスマン朝は東方への門戸を開いた。しかるに、中国への陸上交通はティムール朝を媒介して少なくとも十五世紀の前半にはすこぶる活況を呈した。『中国記』の著者アリ・エクベルは中国の都市をたとえて「タブリーズ市の如くだ」(TMs. 47b1a) という。従って、彼は多

分タブリーズを経てイスタンプルにやってきたのである。

しかし、本書のほかにアリ・エクベルに言及する文献は見当らない。本書の叙述からも、彼がどの経路によって中国へ往来したかについて確証を得ることは困難である。本書の第一章はイスラムの地から中国へ至る諸道の陳述であるが、「陸路には三つの道があり、一つはカンミールの道、一つはホータンの道、一つはモグリスタンの道 (即ち旧チャガタイ領) である」(Pt. p. 68) といい、前二者の道についてやや具体的記述を有する点で著者の経路を暗示するかも知れないが、それにしても、まことに要領をえない。その里程も、「ジャイフーン (アムダリア) 河畔から中国辺境までは三ヶ月行程であり、……スクジュ (Sukju 肅州) の関門に至る。この関門には城塞がきわめて堅固に作られてある」(Pt. p. 68) という一般的叙述にとどまる。しかしながら、「中国」(Khitāy) または *Chin* に関して広範囲の情報を二十章にわたって体験談をもまじえて語る内容の質量に注目させられるのである。はじめ、ペルシア語で書かれた本書は、オスマン朝スルタン・ムラト三世 (一五七四—九五) のために、『中国の法典』(Kannun-nāme-i Chin u Khitā) という題名で回曆九九〇年 (西曆一五八二年) 頃にオスマン・トルコ語に訳述された。そしてトルコ人の注意を引くようになった。十七世紀のトルコの著名な百科全書家

ハッジィーハリフア（またはキャティブリチュレビ）は『世界地理誌』“Jihan-nama”（一六五四年執筆・未完、一七三三年刊行）において、中国方面の記述のおよそ三分の二ほどを、このトルコ語訳から利用したようである。さらに回曆二二七〇年（西曆一八五四年）にわずかの部数だったけれどもトルコ語訳の版リトグラフ本が出た。このように本書はトルコにおいて長く中国に関する情報文献となったが、写本や版本はヨーロッパへもたらされて、東洋学者の興味をそそるものとなった。

『中国の法典』は流布本として十分に意義をもったにしても、原典である『中国記』のオリジナル文献としての評価に少なからぬ誤解を生じさせる欠点を有した。一つには、『中国の法典』では著者が“Ali Qushchi Khatayi”となっていることである。訳者は、ティムール朝ウルグーベクの弟子としてオスマン朝下にきて有名になった天文・数学者アリクシュジュと誤認したからである。もう一つ、さらに重要なことは訳述の仕方にある。即ち、訳述した時点を基準にして、本文に恣意的な解説を付した。原典において一人称で語る記事に対して、たとえばトルコ語訳では、「その地方〔中国〕に入り、その後ルーム地方〔トルコ〕にきた若干の商人によって話されたが」(Ol vilayetine girip, geri vilayet-i Rum'a gelen bazı tüccardan nakl olunur ki/TMs. 45

②) という具合である。このために原典では一人称の体験談であっても、訳本では伝聞のように受けとれる。しかも、本書にはマルコポーロの話などに優先権が与えられる話題も存在するので、本書はマルコポーロやイブンバトゥータのもたらした古い材料を組みたてて著述されたというフライシャー H. J. Freischaer やツェンカー J. Th. Zonker 氏の結論に導かれることになった。④) こうした訳本による誤解を氷解させたのはシェーファー氏であり、文献的重要性を強調したのがポール・カール P. Kahle 氏であった。ポール・カール氏は、『中国記』の一人称で語る叙述の中において、新皇帝の即位に遭遇したとあることから、アリ・エタベルは武宗正徳帝の即位初年（一五〇六）から少なくとも三年間中国に滞在したと判断し、『中国記』は著者の体験談と滞在中に見聞した情報に基づいて書かれたものであり、とくにムスリム（イスラム教徒）の中国における活動については他に求められない事情を伝えるとして、高く評価した。⑤) しかし、陳述の内容について具体的に確かめたわけではない。トガン Z. V. Togan 氏はオリジナル文献としての評価はポール・カールの考えるほどではないとみておられる。そして、当時における中央アジアの交通と中国事情について正確な認識をもって評価すべきことは両者とも提起するところである。⑥) 著者の立場を証明する明確な陳述

の少ない「中国記」の評価を決定するためには、まさにそのとおりである。それには諸写本の校合が必要であるし、中国の広範囲にわたる具体的事情も十分考慮しなくてはなるまい。目下私にとって、それは不可能に近いことであるけれども一端をとらえて見通しをつけることもまた無意味ではないと思う。主としてここで使用するのは欠点の多いオスマン・トルコ語訳写本の一つである。従って考察を徹底させることがしばしば困難であることもあらかじめことわらねばならない。

二

オスマン・トルコ語訳『中国の法典』もまた序文を付して、十章からなる。これと、シェーファー氏の公表したペルシア語原典写本の三章(10)のテキストとを対照する限りでは、「章(ḥabḥ)・節(ḥabḥ)」の区分は原典と同じである。各所にマスマナヴィー詩句、対句(Bayt)詩、詩形(Nazm)などの見出しによって詩が挿入されて物語が中断されることも原典に従う。詩は、トルコ語訳でもペルシア語のままである。シェーファー氏によると、アタール(一二三〇年頃没)、サアディ(一二九二年没)、ルーミー(二七三年没)やマフムード・シャビスター(一二三〇年頃没)などの著名なペルシア詩人から借用されたものと、自作のやや見劣りのす

るものからなるという。

ここで紹介するトルコ語訳写本(15)は、およそ縦横二十五行、七十葉、表裏十七行からなる写本である。各章の冒頭には「見出し」を付して陳述のテーマを挙げているが、「節」には見出しとは直接関係のない話題も含まれ、それにまた「見出し」が付せられる場合もある。まず見出しに従い、本書の内容を便宜上示しておきたい。^{*}

* ()は筆者が便宜上つけた見出しである、数字はフォリオ・表裏・行数

『中国の法典』

(序文と各章の概要)

- 第一章 中国への諸道の陳述である 9b1—9b16
- 第二章 諸宗教の陳述である。 10b17—15a17
- 第三章 都市・城塞の陳述である。 15a17—20a8
- 第四章 かの都市の守護のために配備された軍隊の陳述である。 21a8—25b16
- 第五章 諸都市の産物から金・銀・銅・鉛ほか織物・綿布など、とその製品、また、穀物や果実から薬物に至るまでが収蔵された

諸倉庫の陳述である。

25b16—28b6

てられた学院や書堂に関する陳述である。

第六章 異教徒の帝王に関する陳述である。

26b6—39a7

59b16—60a15

節 中国皇帝の宮廷に関する陳述である。

第十五章 諸方面から来往する者の陳述である。

60a15—62a3

第七章 中国の刑獄に関する陳述である。

39a7—46a3

(皇帝 *Kin Fay Khan* のイスラム入信の話)

第八章 中国の人びとは年一度いかに祝祭を行な

第十六章 カルマク族の者たちに関する陳述であ

うかの陳述である。

46a3—47b6

節 テイメット族とその SK(?) たちの起源に関する陳述である。

第九章 中国領の十二部の内訌とその陳述である。

47b6—51b6

節 インド人たちと彼らの献上物の陳述である。

第十章 中国の人びとの交際・宴会とその礼儀作法の詳細に関する陳述である。

51b6—52b14

節 中国領の農業に関する陳述である。

(酒は米からつくる話)

52b15—57a4

節 ハンブリグでは「まぎ」の代りに石をもやす。

第十一章 遊郭と遊女に関する陳述である。

57a4—58b5

節 中国の人びとの比類なき信仰・巡拝の形式と、その道にはいった行者の陳述である。

第十二章 他の諸国にない、かの地に独特の驚異

の術と不思議な治療と、球と演技のやり

第十八章 金・銀貨、紙幣の陳述である。

方・それらの陳述である。

58b5—59b16

第十九章 諸法律を守護することの陳述である。

(心臓を切開して治療する話)

59b16—65a2

第二十章 劇場の陳述である。

(球乗り曲芸の話)

65a2—65a9

節 かの地方に三つの物がある。

(曆書はどうして作られ、どのように役立つかの話)

65a9—70b4

節 ナツメ・ケン・スイレン)

第十三章 中国の地方がどのように法律を管理するこ

との理由に関する陳述である。

節 死者たちの装束における習慣・儀式はこうである。

第十四章 彼らの間で知られる諸学問のために建

58b5—59b16

59b16—60a15

60a15—62a3

62a3—63a4

63a4—64b4

64b4—65a2

65a2—65a9

65a9—70b4

70b4—70b4

70b4—70b4

70b4—70b4

70b4—70b4

節 中国の軍民の不可思議なる事業の陳述である。

(跋文)

7065—9

三

以上のような見出しを有する本書の体裁は勿論旅行記ではなく、中国の生活様式、国家組織、また周辺諸国との交渉や歴史事実などを、伝説・俗説・民間説話などのようなものをも混同しながら、一応章節に分けて示している。いわば中国事情の案内書である。トルコ語訳の表題『中国の法典』(Kannname-i Chin u Khita) において、『Chin u Khita』は、恐らく著者フリー・エケルが Chin と Khita(y) とをほとんど区別なく混同して「中国」を指示する用語として使っていることによる。それはともかく、『Kannname』(「法律書」という表現は確かにトルコのオスマン・トルコにおいて *Kanun* / *Qanun* 「法律」は「聖法」に規定されない、いわば世俗的な秩序一般を指すのに用いられた。国家制度・組織や生活の掟の解説を主テーマとする『中国記』は、トルコ流に言えば、まさに「中国の法律に関する書」である。しかしながらここでは、本書のなかで、ときどき一人称で語る記事が確かに旅行の見聞であり、ほかに、この種の潜在的記述はより多く含まれるようにみえることに注目して、本書の旅行記的性格を問題として取り上げたい。

現在、改訂版 *Encyclopedia of Islam* の 'Ali Akbar の条に

解説されるとおり、本書は、著者の見聞した情報に基づくことが通説となったと言ってよい。しかし、仮にこの通説に従うとしても、旅行見聞の状況は必ずしも明らかではない。ただ本書の陳述にはハンバリグ、即ち北京に関する記事が多い。従ってある期間北京に滞在したであろうという前提の上に立つ。要するに文献的有用性を設定する根拠が甚だ不明確なために、史料としての有効性が弱く、史料の価値があるといわれながら、これまでほとんど無視されてきたのである。評価の問題点もここにあると思われるので、通説に従うとして、著者がどのような経路で北京に至ったか、北京においてどのような状況のもとで見聞したかについて考えてみたい。まず本章では北京への経路について取り扱う。

北京以外に関する一人称で語る記事には、樹木がいかに繁茂しているかを示した、次の陳述がある。即ち、「二、三ヶ月ほど方々の土地に、わたしらは行った。道の両わきにはすうと樹木が繁り、その蔭のなかを歩き、わたしらの頭上には登らなかつた」(MS 63 a. 6) とみえ、それだけのことであるから、ほかに北京への往來の経路について手がかりを求めなければならない。

第一章に、PT にあるが、北京に至る「宿場から宿場へ百日行程」の地は、「肅州の関門」(Darband-i-Sukjin) つまり、嘉峪関を意味し、「どの都市・城塞へ行くにも宿場のはじめはそこからだ」と理解をされている。従って次に嘉峪関から北京への経路が問題となる。それには第九章の中国領の十二部のうち、第一部「陝西」の条を手がかりにするのがよい。

中国領の十二部の一部を二ヶ月わたしは歩いた。第一部は SHNKs [K] とくわ。この部の諸都市の名は KNJA [N] FW と KNJW SWJW と DNK JW だ。この三都市では驛舎が手に入る。ほかの都市では入手できない。またこの部には JWLAN FW と KLAN FW と KAWNAN FW がある。

この三都市では上質の大黄が手に入る。ほかの都市では入手できない。それから、CHNDY FW と PYLAN FW の都市もいまだ言った部のうちの名だが、道中で出くわした。まわりにある都市の数はきりが無い。またこの都市にも回教寺院がある。

Mülk-i Chin'in on iki kısmından bir kısmına iki ay yürüdük. Kısm-ı evveline SHNKs derler. Bu Kısmın şehirleri adı KNJA FW ve KNJW SWJW ve DNK JW, bu üç şehirlerde misk hasil olur. Gayri şehirlerde olmaz.

Ve bu kısma JWLAN FW ve KLAN FW ve KAWNAN FW, bu üç şehirlerde ravend-i âlâ hasil olur. Gayri şehirlerde olmaz. Ve CHNDY FW ve PYLAN FW, bu şehirlerde zikr olunan kısmın adlarıdır ki yol üzere vaki olmuştur. Etrafında olan şehirlerin hesabı bi-haddir. Ve her şehirde mescid(?)-i camii vardır. (TMs. 47b8-14)

このことなるが TT にある CHNDY FW と PYLAN FW のことと、JND(u)Y FW と J(D)NZY FW と BYLAN FW の三都市の名が挙げられる。やつの記事によると、著者は嘉峪関から北京に至る百日行程の二ヶ月を歩いた。はじめに結論からやちい言え、都市名は Kingän-fu (京兆府)、即ち西安府、Kan-jia Süjü (甘州・肅州)、Kang-jia (蘭州)、Jülan-fü(,) Kilän-fü (,) Khunän-fü (河南府)、Jandü-fü (彰徳府)、Pilan-fü (平涼府)、Chinzi-fü (真定府) である。

このことを証明する参考文献は二つある。一つは回暦八二三年(一四二〇)から翌年にかけて中国に滞在したタイムール朝の遣明使節による行程記である。もう一つは『大明会典』の「管待番更士官筵宴」(卷一四・礼部)の条にみえる使節の往来途次の接待の通例である。前者については、いまチウキョー M. M. Thevenot 氏編纂の『マントム語訳』によるが、嘉峪関から北京に至

る経路は、

Caranul (嘉峪関)・Sekieou (肅州)・Kangieou (甘州)・
Caramouran (渭水)、「大都會」(西安府)、「大河」(黄河)・
Sadin Fou (真定府)・Khanbaligh (北京)

である。次に『会典』の記事は、諸外国使節団に往来途次どこで
食事を接待したかの通例を述べたものであるが、場所の記載によ
って使節の通過経路を知ることができる。たとえば哈密(Hami)
について、「筵宴二次。使臣回還、至良郷湯飯。陝西布政司茶飯
管待一次」とある。これは北京の使節団宿舎たる公館「会同館」
において二度の宴待と使節の帰途に順天府の良郷と陝西布政司、
即ち西安府において食事の接待を行なったことを示す。概してい
わゆる西域諸国の使節には、このほか「甘肅」、つまり陝西行都
指揮司において宴待したのである。この通例については、永樂十
九年(一四二二)の北京遷都に際して「定各番夷貢賞例務從厚。悉
依品級」(『國惟』卷一七、永樂十九年正月丙子の条)とあり、これ以後
使節の待遇が定例化してきた。それ以前には往々にして非常に優
遇した例がある。東チャガタイ・ハン国のナクシ・ジャハーン
(納失者罕 Naqsh-i-Jahan 在位 c. 1416-17年)^⑩の使節の場合がその
例であり、

使臣回「還」、至保定・真定・彰德・蘄輝・懷慶・河南各府・

潼関衛・陝西布政司・平涼府・甘肅、茶飯管待。

とある。これは帰途の場合であるが、また往路については、ヘラ
ト(哈烈・Herat)、即ち、シャー・ルクの使節に対して、「永樂
間、使臣朝貢、經過府衛、茶飲接待」とみえる。これによってほ
んど通過の府名を知ることができる。この経路は明代を通じて
恐らく変わることがなかった。さきにみたシャー・ルク使節の旅行
日記の固有名詞の比定が確定されるのも、じつはこのような記事
と全く一致するからであり、本書の都市名の音写も、差し当り
不明の二つを除いて、まことに合致するからである。KNJAN
FW ∧ Kinjan-fu(京兆府)は西安府の対音ではない。しかしたと
えば、明代の『回回館華夷訳語』(東洋文庫本)の地理門の条には
「KNJAN FW 陝西 欽張夫」とある。この場合、「陝西」は陝
西布政司のことと解せられ、西安府を意味するのである。序でな
がら本書の別の箇所には、「その名を Kinjan-fu という都市が
ある。三万ほどのムスリムがそこに住む」(T.Ms. 16613)とある。
さらになお、前掲引用文に続く一句を「Evelin sehri TBRZ
ghibir (最初の都市は Tebriz の如くた)」(47b14)と解説でき
るとすれば、「最初の都市」は疑いなく Kinjan-fu を意味する。
次に、KNJW SWJW ∧ Kan-ju, Saju を甘州・肅州の対音と
すれば、これを一都市とするのは事実には合致しない。ところが「甘

爾」と併称されて一地域の如く扱われ、陝西行都指揮司(甘州)を意味する明代の慣行からすれば、それは必ずしも誤った認識に立つものではない。。さらにシャーホルクの行程記にも SKJW へ Sukju と写されたと思われる肅州の古音が「Darband-i-Sukju 肅州の関門」(嘉峪関)として使われられているのは、著者の認識の仕方を示すものに違ふなご。DNK JW は RNK JW へ Rang-ju (蘭州)の誤写とみておきたい。KHWANAN FW へ Kkhunan-fu (河南府) CHNDY FW へ Chandi-fu, Janduy-fu (彰徳府) PYLAN FW へ Pilan-fu, Bilan-fu (平涼府) J(i) NZY FW へ Jinzi-fu, Chiazi-fu (真定府)のなかには多少対音に不正確な個所もあるが、十分可能性のある音写と思う。JWLAN FW へ Julan-fu, Chulan-fu() KLAN FW へ Kilan-fu, Kulan-fu() については、著者の誤解かあるいは書写の間違ひであろうか、この音写に対応する府名を見出せない。

以上要するにこれらの都市が西域諸國の使節の経路上にあり、著者もまたそこを通ったと結論しうる。その地域を SHNKSY へ Sheng-si(陝西)の地方と理解したのである。なお、麝香、大黃についての発言はいささか独断的であるが、必ずしも誤りとは言えない。大黃は山西・隴西方面の溪谷に産し、麝香もまた同様方面に野生する麝からとれるが、ムスリムの間においても最も珍重された

香料・薬物である。最後に、著者がどのような状況で北京に行ったかについては、第十五章の朝貢記事が参考となろう。HJ によると、イスラムの諸國から陸路を「中国に」行く人びとは、絶対に使節(Hich)の名によらねばならぬ。……人は陸路に馬を曳き、宝石(Almas)・粗毛布(suf)・羅沙(Chaga)、即ち緋羅沙(Sagallat)・硬玉(Yashim)・珊瑚(Marjan) [をたすちえ]、獅子(Shir)・豹(Yuz)・山猫(Siyah-gush) [を連れて行くが]、それらは皆その土地において値打ちがあるからだ。駄馬ども(Aspan-i-bargir)でも皆喜んで引き取る。その辺境軍隊に支給するのだ。上等の馬は馬主と共に皇帝の御前に送られる。どの馬にも十二人の馬丁(Khidmata)が宿場から宿場へ百日行程を連れて行く。十二人のうち六人は、極彩色の提灯を、色塗りの図柄のある棒の先に吊して、馬の前後左右を歩む。また他の六人のうち三人の馬丁は先頭に、最後の三人は尻尾につき従う。獅子は馬の十倍も飾りたて、豹や山猫は獅子の半分ほどの威厳を保つのだ。この動物どもも皆百日行程を行く。獅子のために下さる賞賜は三十箱の物だ。各箱に千包分がはいつている。繡子(Atlas)・緞子(Kamha)・Pay-barg・鉄あぶみ(Rakib-i-ahan)・織金衣(Jama-i-zarin)・はちま(Hiqat)・小刀(Kard)・針(Sozan)など、要するに

各々一包ずつ皆で各箱千包ということだ。獅子に三十箱、豹や山猫は十五、馬に対しては獅子の十分の一「の賜与があるというわけだ」。そして各馬丁に絹裏縲子衣 *Jama az atlas ba-astar-i qumash* を入着、と彩色の異なる三着の服も下さる。そのどの服も二人前の大ききにも作られてあり、布 (Karbas) の縦横はひとひろもあつた。そして靴 (*Muza*) などの賜物は、進物の値打ちに応じた賞賜とは別である。以上すべては中国皇帝からどのムスリムにも下さるものだ。

という。この陳述のなかで馬丁に関する記述が具体性に富むことに注目したい。

四

それでは、北京に話を移そう。まず、北京、即ち、ハンバリグにおいて遭遇した事件を一人称によって語る記事は、第七章の刑獄の条にある。「わたしらには次のような事件があつた。わたしらは十二人で、ハンバリグに到着したが、中国皇帝の御前にて偶々、わたしらの馬鹿なひとりがティベットのひとりと喧嘩をした。そのひとりの喧嘩がもとで罪もないわたしら仲間全員が捕縛され、獄舎に拘引された」という。この拘留中の見聞に基づくとみられる第七章の記事をまとめると、ハンバリグには二つの

獄 (*Zindan*) がある。一つは「*Kim PW* (*Kim-pu*) と *gum* の」であり、刑罰は苛烈をきわめ、繫鎖は非常に嚴重であつた。それから生きて出ることばまれである。それよりも刑罰・繫鎖とも軽く「*SHYNPW* (*Shin-pu*) と *gum*」獄があり、より多くの人びとがそこから無事に出られた。「わたしら無実」の囚人は *Shin-pu* の獄に連行され、そのなかの陝西布政司 (*Galantaw-i Sheng-si*) の部門において鉄鎖に繫留された。五日後、朝廷 (*Saray-i Khaqan*) から命令がきて身体の拘束だけは解かれた。守衛のひとりに問うたところによると、*Shin-pu* の獄には一万五千人の女が留置されていた。さて、ほとんど毎日のように獄舎から連れ出され、ハンバリグの諸方面の役所において、取り調べをうけた。どの役所へ行くにも一日がかりでそこへ行き、一日そこで調べられて宿泊し、翌日獄舎へ帰ってくる状態であつた。二十六日目、獄内にある役所において裁判官の前に出て判決を宣告された。「お前らは無罪である。しかし、お前たちの仲間のひとりにはティベット人を棒で打ち彼を死なせた。お前らの仲間は有罪であるので、お前たちは各人三升の粟を罰として払えばよい。しかし、殴打致死の罪を犯した者は三年間留置したのち、死刑に処す。彼はそのときまでここに留める。お前らは近々に釈放されよう」と。そして「わたしら」は翌日自由の身になつたのである。著者たちが

二十六日間留置された獄の名称の比定は、差し当って専門家の判断に待つとして、入獄の年月日、獄の所在に關する明確な手がかりの記載は、以上述べたばかりにはないようである。なお、北京へ到着した同道者 (Tainan) の十二人と前節の末尾で紹介した馬丁の人数との一致は、あるいは「わたしら」の身分をはからずも暗示するかも知れない。

次に、潜在的な旅行見聞記と思われる記事が若干存在する。再びシャーロルク使節の行程記と対応させて見聞の状況を探ることにしたい。この、旅行日記の体裁を有する行程記については、『宮崎博士の生彩ある紹介を参照することができる』^⑩。使節一行は永樂十八年十一月から翌年四月までおよそ五ヶ月の間北京に滞在し、明廷における正月の行事などをいきいきとした筆致で伝える。また、北京遷都、主要宮殿の焼失などの歴史的事柄にも遭遇した。『皇明実録』に、正副七人と五一〇人からなるこの使節に該当する入貢記事は見当たらないが、正式の使節団であることは疑う余地がない。さて、本書の陳述を行程記に対応させ、記事の信憑性を確かめるにあたり、明朝の記録に照すことによって、それはさらに明確になるろう。行程記の第二月九日、即ち永樂十九年正月甲戌は「郊祀」の正祭の日である。北京の南郊における天地神合祀の神事は、じつにこの年に始まり世宗嘉靖九年(一五三〇)まで正月定例の大

行事となり、正旦・万寿節・冬至の大朝賀と共に明廷の權威を莊嚴にした。恐らく、この日全外国使節団は皇城の承天門外において南郊から帰還する皇帝を出迎えねばならなかったのである。まず、行程記には、

早朝、みごとな馬が大使たちのところへ遣された。これに騎乗して迎拜に行くためだ。皇帝が宮中に籠ってから八日目である。毎年幾日か默想する慣行があるからだ。どんな類の肉をも口にされない。後宮にも遊ばされず、またさような者をもめすこともなされない。默想の場所には画像も偶像もないけれども、天神を礼拝し祈禱するのだという。この日、行願は成就する。そして后妃の居る宮殿に帰られることになった。飾り立てられた象の背に、円い銀製の轎形をした座が設けられ、七彩あるいは緞子の轎轎が着けられ、甲冑に正装した人びとがそこに乗っている。さらに、同じように飾られた五十頭あまりの馬には、樂隊が騎乗している。すべては言いようもない壮麗さである。象隊は、約五万人を従えて進み、いさかも足並を乱さず、奏樂のほかには何の音も聞えないほどの、いとも静肅さのなかに、みごとな秩序で行進は続けられた。夢中で見入るうち、誰もが我に帰ったとき、すでに皇帝は宮中にはいつてしまったあとだった。

という。次に本書の陳述をみよう。

〔節〕中国皇帝はみずから毎年一度宮廷から外出すること。

中国皇帝は、ハンブリグ市の郊外に礼拝所を造り、自身独特の礼拝を行なうために、それが安置してある。毎年一度、諸獄で死罪となった者〔の靈魂〕に会うために、その礼拝所に至る。礼拝所の様子はこうだ。四面の壁や正面に神詞の詩句・偉大なる名号がムスリムたちの「言う、」「書」によって書かれ、中国式裝飾はところせましと飾られてある。その礼拝所に巡幸が企てられると、前日から警戒し、大駕に座す。そして幾千人の軍隊は徒歩で甲冑に身をかためて劍を抜いて頭や肩の上に捧げ、中国皇帝の前にて肅々と歩む。象の隊列は金の車に繋かれて、車上の轎は彩色の縹子幡やさまざまの裝飾によって飾り立てられ、中国皇帝の前にて順々に進む。千人ほどの武官と共に、さらにえりぬきの楽隊が中国皇帝の玉座の左右に侍して、種々の不可思議な音楽を奏す。皇帝の近侍者と共に玉座を導くのだ。楽隊は整然と歩み、奏樂のみことさは、忘我の絶頂に至って興奮のあまり、魂が心身より「離別」を告げるばかりだ。ムスリムの宦官はそこに、おおなんと、二人が騎乗して行く。イスラムの人びとは敬意の念に打たれる(?)。諸大臣・諸将官すべては徒歩である。ほか四千

人の者たちも各々徒歩で進み、頭目だけが騎乗して同行するのだった。

(Fasıl) : Khāqān-i-Chin ez saray hod her sal yekbar birun ameden : Ve birun-ı sehr-i Khān-bāliğ'dan Khāqān-i-Chin bir mescid yapıp, kendi hassa ibadeti için vaz edip, her yılda bir kerre zindanlardan katile müstahak olanları görmek için ol mescide varır. Ve ol mescide suret bu kadar ve dört divar ve kiblelerinde kelām-ı allāhtan ayetler ve esma-yı azamdan müstılman hattıyle yazılıp, ve nakş-ı Kilitây ile cevanbın pür ziyet etmişlerdir. Çun ol mescidin tavafına kasd eylıye, bir gün evvel oruç tutup, vusum üzere taht-ı revan üzere oturup, niçebin leşker piyade ahene garık olup, ve kılıçların çekip, başları ve duşları üzere koyup, Khāqān-i-Chin'in önünce aheste aheste yürütürler. Ve filler katarını altundan arabalara bağlayıp, ve arabalar y'üzüne mihafeleri mülleven atlaslardan püşişler ve enva ziyinet ile arayışler edip, Khāqān-i-Chin'in önünce bab bab gekerler. Bin mikdarı bey ki dahi ziyade güzide sazen-deler taht-ı Khāqān-i-Chin'in gib ü rastından enva acib

u garib sazlar nevaht edip, ve Khâqân kendinin hasse-kileri ile ki tahtını getirmişlerdir. Sazendeler safî arasında yürütyüp, bu vech ile sazların nevaht ederler ki kemal-i cezbeleri lefâfetten nefis-i can u tene el-veda demek ister. Ve hadîmân-ı müsülman anda, aman, iki kimesne ata binip, ehl-i İslâm gayet tazîm u tekrîm cihetinden……? vâzera ve imera Kullî piyâde olup, dört bin mikdarı gayri kimesneler her birisi piyâde yürüdükte başları atlı ile beraber olurdu. (TKMs. 11 b 3-12 a 4)

とある。この兩記事が郊祀の行事と鹵簿の儀仗を伝えたものであることは疑いない。そして、本書の著者が行程記を利用したのもあるまい。明らかに鹵簿の儀仗の描写は別の光景である。明朝における天子の車輅・禮輦、樂隊の編成・曲目、先導する錦衣衛隊の侍衛組織など、言うまでもなく定制があった。そうして「鹵簿儀仗。本諸司職。後來増定。詳略不同」(『大明會典』卷一四〇、兵部)ともあるように、典礼作法は次第に盛大になったのであるが、ここでは記事の内容に立ち入らないことにする。次に第八章の「中国の人びとの年一度の祝祭」は正旦の大朝会と饗宴について述べたものであり、第六章にも、多分同様な朝儀の玉座、文

武百官の列位、諸外國使節の参列と奏樂について語る。また第二章にみえる劇場 Nigârhanе の舞台についての一場面を描写して、

まわりには宮廷の樂士・歌手やその町の演劇士がひかえる。そのときに内廷の樂士宦官と外廷に在る軍隊の高級武官の各一人が着飾り、腰に同じような緑帯を締めてその舞台にやっできて支度する。緑帯を外し、寶石入りの金帯を着け、舞台に着席し、客人たちに飲食を許し、飲み食いをすすめる。すると、ただちに樂士は樂器を手にとり、歌手はものさびしく、悲しみに満ちた歌唱を始める。そしてシンバルのおどりはグルーブごとにさまよふの仕方であつて、

Ve etrafında saray-ı Khâqân'ı da sazendeler ve güyendeler ve ol şehirdе ustad-ı lu'bet-bazılar hazır olup, bu esnâde derun sarayda air hadîm-ı mehter ve birün divanhanede olan imera-ı leşkêrden bir emir mu'teber enya te'om-mulle ve miyanlarına yeşb kemer-i peşkler bağlayıp, ol simat üzerine gelip, hazır olup, ve yeşb kemerlerin çkârıp, altundan cevahir ile nurassa kemerler kuşanıp, simatlar üstünde oturup, mihmanlara iş u nuş icazet ve ekl u şûrb işaret ederler. Hemen

szandeler sazların ele alıp, ve havanendeler avaz-ı hazin
ve derdnâk ile nalelere başlayıp, ve bazı-ı kıran gırunh
gırunh enva usul ile civveler edeler. (TMs. 65a15-65b 5)

とあり、饗宴・奏楽・歌唱の最中に優雅な絹繻子に装束した十歳ほどの少女たちが髪どめを飾り、髪には一輪一輪愛らしくも新鮮なバラの蕾を着けて舞う。彼女らの甘美で熱っぽい舞、はなやいだ顔、それは筆に尽せないと歎息する。これは確かに著者が使節として列席した宴会のひとつに違いなく、出し物は明朝定例の「宴饗楽舞」(『明史』卷六三、樂志)であらう。シャー・ルク使節の旅行日記では第十二月九日の条にみえる第三宮廷―午門の楼上的ことらしい―における饗宴に対応する。かくして、以上一、二の紹介にとどまるがこのような臨場感にあふれた見聞記から、著者がいわゆる朝貢使節としての身分であったことを浮彫にする。諸外国使節は皇城外の会同館に宿泊し、勅任官の通事が使節の案内役となったが、本書に「各使節団にそれぞれ通訳(Terchman)がつく。ムスリムたちの業務に七人の高官が任ぜられている。云々」(TMs. 35b12)とあり、員数において成化五年(一四六九)の定例「回回七員名」(『大明会典』卷一〇九、礼部、各国通事)とあるのに、一致する。

以上主としてシャー・ルク使節の行程記との対応を手がかりと

して、本書の若干の記事を紹介した。詮索すれば、さらにいくつかの対応記事を見出せよう。本書のオリジナル文献としての評価に疑問を提出したトガン氏が、明らかに著者は行程記を利用したと述べられるのも、まさにこうした記事の類似からであらうけれども、必ずしもそうではないことを結論としておきたい。

五

本稿の第二章において本書の体裁は中国事情の案内書であることを紹介した。しかし、その叙述は朝貢使節としての旅行見聞に基づくことを、第三、第四章においてある程度明らかにすることができた。これまでに指摘されたような、西暦八五一年に編纂されたというアラブ商人スレイマンの旅行記、マルコ・ポーロの見聞録、そしてイブン・バトゥータの周遊記などと共通した話題はあるにしても、それらの話を利用した形跡はなく、話の内容もおよそ一致しないのである。

さて、一般に周辺諸国の、明朝への通交は、本書の著者も断言する如く、いわゆる朝貢の様態において行なわれた。旅行者は明朝からそのような待遇と規制を受けたのである。また旅行の見聞を一般化して述べるに際し、著者の主観的解釈が導入されることはいなめない。この観

点から著者が得た中国に関する認識、差し当っては歴史・地理的知識について本書から抽出してみよう。

中国皇帝のイスラム改宗伝説を述べるにあたり、第十五章には、PTによると、「中国の人びとはカイン (Qabil) の末裔であり、この王子 Kin-ay Khan はいまムスリムとなった」(p. 82, 115) とある。まず前半のカイン末裔説について、第二十章の終節には、多分イラン的な千年紀発展説と幾分史実の伝承によるカルマク対立説に基づき、大略、次のように説明される。

中国の人びとは一万三千年以来続き、いま絶頂に達した。彼らの千年を一 Qarin (近々) という。中国の起源は十三 Qarin であり、中国諸国は十三部となる。つまり各部は千年ごとに発展したのである。カインはアベル (Habil) を殺したので、不信の輩であり、彼の子供も不実の徒となった。アダム (Adam) はカインとその子供を殺そうと決意したとき、カインは恐れて東方に去った。彼は恐怖のあまり世界の中央にとどまらず、世界のはて、即ち中国の世界にきたのである。敵を防ぐために壕と壁を作った。第一 Qarin において長さ三ヶ月行程、巾一ヶ月行程の壕と壁を作り、城市を造った。第二 Qarin において、同様に城市を造った。第三 Qarin も同様だった。第四 Qarin に来たとき、中国の第一部にカルマク (Qarmaq) とごう「沙漠の民」が侵入して

国をなしたりで、¹⁾ 國の軍隊はこれと衝突した。軍隊は駐屯してさらに城市を造り、カルマク人と二、三年激戦を交して彼らから一部を取り城市を造った。こうして各部は発展した。「中国地方十二部」(Vilayet-i Khitān on iki kism) はすでに述べたが、第十三部はカルマクから取った土地で、そこは中国の人びとにとつて不快であり、和平を結んでそれを返した。

ここにみえる中国十二部説は、第七章にも、PTによると、中国諸国十二部 (Duvāzdan qism az mamalik-i Khita) とあり、第四章にも「中国諸國の軍隊は十二部である」(TMs. 28 a 12) といひ、確かに中国十二部説は著者の認識であることがわかる。しかし、それは明代の地方行政区分に基づいたのではなく、恐らく元朝時代の中国十二省 (Sing) 説の根拠をとどめるものである。^⑨ 第九章の中国領十二部の内訳により、部名と都市名を列挙すると、次のようである。

- 第一部 SHNK SY > Sheng-si (陝西)
都市名 (省略)
- 第二部 NZARSTAN > Nizaristan 「²⁾」
都市名 NALTAY > Namtiay(?) 「南京」(²⁾)
- 第三部 KHAN BALGH > Khan-baligh 「北京」

都市名 DY TNK < Di-tang(?) 「ウ」

第四部 HYZA < Hizā (?) 「ウ」

都市名 JWJW < Jūjū, Chūjū 「ウ」

SLAR FW < Salar-fa(?) 「ウ」

第五部 LMSYN < Lumsin (隆興) 「ウ」

第六部 FWKShy < Fukshi (福州?)

第七部

都市名 KHNSAY > Khansāy 「杭州」

第八部 YWNN < yun(n)an(?) (雲南?)

第九部 KWLY < Kauli, Koli (高麗)

第十部 JADH < Jade < Zaiton(?) 「泉州」

第十一部 KhtN < Khotan (ホータン)

第十二部

都市名 Wan SY < (Q) wan-si (広西?)

Wan DWN < (Q) wan-dün (広東?)

以上部名、都市名の考定は繁雑を避けて解説を略すけれども、^⑩寡聞にしてにわかに判断し難いものが多い。ともかく「陝西」以外の部に関しては記述の内容も意を尽さないところが多い。

次に、イスラム改宗伝説の後半、「Jūsūth Kin-tāy Khān

はいまムスリムとなった」ことについて考えてみよう。著者は三ヶ所において紀年を付して史実に即した事柄を述べる。年代順に言えば、(一)北京の造営、(二)英宗正統帝の俘囚、(三)陝西の大飢饉である。いずれも中国の人びとの間に語り草となる、十五世紀中の大事件である。

(一)北京の造営については、

「ンブリグは回曆八四〇年(一四三八)に建設されたのである。

Ye Khānbāligh dahi tarih-i hiecretin sekiz yuz kırkında
bina olunmuşdur. (TMs. 48a8)

とある。これは、永楽十九年(一四二二)の北京遷都にかかわるものではなく、多分「十一月甲午朔、乾清、坤寧二宮、奉天、華蓋、護身三殿成、大赦、定都北京、文武諸司、不称行在」、『明史』卷一〇(英宗紀)とある正統六年(一四四〇)の事実に対応するであろう。

(二)英宗正統帝の俘囚については、

回曆八五四年(一四五〇)に CHYN KHAWAR といふ名の中国皇帝に対して進撃した。彼らが車駕を守らんとせむを以て、大会戦を始め、戦い、殺し、崇高な領土の恩恵によくする中国皇帝を捕虜にして帰り、その國に去った。

Tarih-i hiecretin sekiz yuz eli dörtünde Chin KHAWAR
nam Khatā Sultān'ın uzerine hücum edip, arabalarını

hisar etmeğe zaman vermeyip, azim ceng u cedal ve
harb ve kiral edip, birinçyete'l-mulk el-mut'al Khan-i
Kihā'yi esir eyleyip, dönüp, memleketine gitti. (TMs.
24a6-9)

とある。当時キムロリムにおいて覇権を握ったオイラト族——
こゝで言うカルクマツ——のヘセン・タイシが英宗を俘囚とした。
「土木の変」は、正統十四年（一四四九）のことであるから、紀年
はほとんど正確である。

(B) 陝西の大飢饉については、PTによると、
回曆九〇二年（一四九六年）に近かったが、大飢饉が中国領の
十二部の一部において起った。その部は陝西行政区というが、
無数の人びとが餓死し、ついに政府によって救済が行なわれ
た。

Wa garib-i tārīkh-i nuh sad wa dū bād ki qūlūq-i
'azim dar yak qism az duwāzdah qism-i mulk-i Kihā'iy
wāq' shud ki ān qism-rā Qalamraw-i ShNK SY koyandi.
Khalq bi-hadd talaf shud. 'Aqibat bā-hukmat 'ilaj kar-
dand. (PT. p. 80, 16)

とみえる。一四九六年、即ち弘治九年以前においては、『明史』
卷一四憲宗紀の成化二十年（一四八四）の条に、「是秋、陝西、山西

大旱饑、人相食、停歲物料、免稅糧、糞絡轉粟、開納米事例振
之」(『皇明實錄』成化二十年九月乙酉の条)とある記事に対応する。

なぞ、トルコ語訳では「回曆九〇二年に、わたしらはその地方に
『y' ...』 (Tarih-i hicretin dokuz yuz ikisinde biz ol villa-
yette olup, .../TMs. 45a5) と正確でなり解釈をするが、少な
くとも、この紀年の存在によって著者の中国滞在の時期が、この
年つまり一四九六年以前には遡りえないことは確実である。第八
章において、著者は新皇帝即位の時期に遇ったことを述べて、

わたしらの時代に皇帝は逝きて、御前にわたしが至る前に、
太陽の如く輝しく、マイキェリーの様に聰明な陛下は、そ
の父王の位に即いた。そのとき、云々

Bizim zamanımızda Khaqān fevt olup, ve huzuruna
vardığımız ewel per-i hursid-tal'at ularid huna babas-
nın tahtına çılas ettikte (TMs. 47a2-4)

とある。ホル・カーン氏がこの新皇帝を武宗正徳帝に比定し、
著者の中国滞在の時期を正徳元年（一五〇〇）頃と考えるのは、一
応妥当な解釈であろう。しかして、著者がこの新皇帝を Kihā'iy
Khan とし、その父王を Chin Kihār とする。やぎに引用し
た如く、著者はこの Chin Kihār をヘセン・タイシに俘囚とな
った英宗にあてるのである。恐らく Chin Kihār は、トガン氏

が指摘されるように「成化」の対音であらうし、Kin-tay (Khan) は「景泰(帝)」の対音に最も近い。また正徳(帝)は Kin-ti と写される例のあることから、音の類似による伝聞の混乱があったことが考えられる。いずれにしても史実と著者の認識との間には大きな空白があり、これ以上の議論は無意味である。さて最後に Kin-tay Khan のイスラム改宗伝説について、第二章には、

Kin-tay Khan というが、いま言った皇帝はイスラムの人びとを非常に寵愛した。…そして日々に「人びとのイスラムに対する」尊敬が増し、役所ではムスリムの高官が中国貴人より上席を与えられた。宦官たちはムスリム出身の一団の役人であるが、彼らは御前で五時の礼拝のために召詞をよみ、ムスリムの着物をき、ターバンをまき、中国皇帝の御臨席で五時の礼拝を会衆と共にとり行なう。そして中国皇帝はこのような礼拝をことのほか御気にめされた様子である。中国の言葉でムスリムの宗教を「清い宗教」といふ。

KYN TAY Khan derler. Ve mezbur padişah ehli-i Islâm'a gayette muhabbet edip, ...'ve günden güne hürmet ve iz-zeheri ziyade olmak üzerinedir. Ve divanhanelerine musulmanlar ünması Kilitây beyleri üzerine takdim

edip, hadıman musulmandan bir cemaat me'murlardır ki kendi öntünde bes vakit namaz için ezan okuyup, ve ehli-i Islâm ılbası giyip, ve imanelerin sarınp, Khâgân-i Chin nazırında bes vakit namaz cemaat ile eda edeler ve Khâgân-i Chinbu vech ile namaz ve niyazdan gayette hoş hal olup, ve din-i musulmanlara lisan-i Khitây'da din-i pakize derler. (TMs. 14a1-9)

とある。もし Kin-tay Khan が武宗のことであり、著者と同時代的伝聞であるとすれば、——その可能性は大きい——この記事に関する限り、著者の認識は事実に近いのではあるまいか。

六

明朝は、周知のように、諸外国に対して王朝一代を通じて一貫して、中華的体制を堅持し、外国から中国にくる者を「朝貢使臣」としてのみ入国させた。本書に、「中国の人びとは、東から西へすべて中国皇帝の勅命に服し、彼らの国以外に世界に国はないと信じている」(Pt. p. 71, l. 13)とか、多少皮肉まじりに「自分の国以外にも世界に相応した都市やまぐさのあることを知らないのだ」(Pt. p. 81, l. 16)と云うのは、こうした明朝体制の実感であらう。また鎖国主義について、西域との関連において言えば、

概して洪武期と嘉靖年間以後はその言葉通り、外国使節は厳しい規制を受けた。しかし、永楽から正徳年間に至る一世紀あまり(一四〇二—一五二一)は必ずしもそうではなかった。成祖永楽帝が外国との交通を中華的体制のもとに積極的に促進したことは、よく知られる。そして哈密王家の封建や哈密衛の設置などの、在外地域の経営を始めたのも彼であった。哈密衛の設置については恐らく対モンゴリア政策を中心にして右翼の兀良哈三衛と対置して考えなければならぬだろう。ただ交通事情の面から言えば、明朝の哈密經營は次第に鎖国主義の原則を有名無実なものにしたに違いない。というのは、哈密王家および哈密衛の使節は寛大に扱われ、比較的優遇された。さき走った推測が許されるならば、哈密は十五世紀前半頃において一時、対明貿易を目的とするイスラム商人の寄留地として急速に膨脹し、さらにその拠点は嘉峪関内の甘肅から西安府まで伸びたと思われる。そうして、北京の使節宿舎たる公館の会同館においてさえ、長逗留して商業活動をする者があった。『皇明実録』の正徳十六年六月庚子の条に、すでに世宗嘉靖帝の治世にはいるが、「土魯番、撒馬兒罕、哈密諸夷使、仮進貢名、在京商販、有留会同館三、四年者。至是、……遣還」(世宗嘉靖実録卷三)とみえる。土魯番(Turfan)、撒馬兒罕(Samarqand)、哈密(Hami)の使節はイスラム商人にほかな

らない。じつは、中興の名君といわれる弘治帝のあとを襲い、豹房の造営やその奇行でむしろ有名な武宗正徳帝の治世は、はからずも卒直に明廷とムスリムとの結びつきを暴露しているのである。本書における旅行見聞記が、もしこうした状況を反映しているとすれば、たとえイスラム的偏見があろうとも、それなりにユニークな文献たる価値を失わないだろう。なお本書の第六章において、宦官と女官の仕える内廷(内廷)は七つの城郭からなると述べたあと、

その七つの城郭の外まわりには千の「豹房(Parshane)」があるが、各々の豹房に十人がいて、すべて一万人の番卒である。彼らは城壁や宮城を守備している。

Ye ol yedi hisarn birnun etrafında bin parshane
vardır ki ve her bir parshane on nefer kimsene olup,
chunlesi on bin pasbandır ki divarı saray hisarı hıfz u
heraset ederler. (TMs. 30a4-7)

という。武宗の私的な淫楽の場であった豹房の造営は正徳二年のことであるが、『明会要』(卷七二)によると、「八月丙戌、作豹房。……乃於西華門別構院殿、築宮殿、而造密室於兩廂、句連櫺列、謂之豹房」とみえ、「又豹房随侍官軍。劳苦可閔」(『国権』卷五一、正徳十六年三月丙寅の条)などとある。本書の著者はその内情を察

知しなかったとみえ、番卒の宿舎のように解しているが、*Hande* はまさしくこの「豹房」の直訳に対応する。そうだとすれば、本書は正徳二年(一五〇七)八月以後の見聞をも伝えていることが確実となる。

本書は、明代中期の中国事情に関する広範囲の内容を含む。一人称で語る話者が著者自身であるという前提に立てば、確かに著者の旅行見聞に基づいて書かれたと結論されよう。従って、スレイマン、マルコ・ポーロ、イブン・バトゥータの見聞記を利用したという説を肯定しかねることは言うまでもないが、さらにシャールク使節の行程記との対応記事の存在も、それを利用したからではなく、明代における、いわゆる「朝貢使臣」という、旅行条件の一致を示すにはかならない。著者は恐らく商人——シェーファー氏の見解——ではあるまい。少なくとも著名な詩人の詩を引用し、みずからも稚拙ながら作詩するペルシア的読書人の彼は、中国へはいるに際して使節としての資格を得る必要があったに違いない。本書の記事から推測する限りでは、献上馬の馬丁として随員の資格で入国したのではなからうか。総じて経験したとみられる事柄の描写は確実性があり、ときに文学的でもあるが、歴史・地理的認識はきわめて貧弱であったと思われる。滞在時期について一五〇六年から三年間ほどとみるポール・カール氏の説を積

極的に改める理由はないけれども、情報の蒐集条件にめぐまれていなかったとみえ、叙述の内容は正確でない。しかしながら、ヨーロッパ人が中国へ来往する直前の、イスラム文献として、そのオリジナリティは高く評価してもよいと考える。なお、ジョン・ポー氏が述べた興味深い記事は、本書のオスマン・トルコ語訳には見当たらないばかりでなく、ペルシア語原典写本の一部を紹介したシェーファー氏も全く述べていないことを付け加えておきたい。

最後に、もう一つ推測が許されるならば、本書は、直接オスマン朝遣明使節の派遣に動機を与えた可能性があることを指摘しておきたい。シェーファー氏によると、ペルシア語写本には、セリム一世ではなく、次のスレイマン(一五二〇—一五六)への献上の辞が書かれているという。しかるに明朝の記録では、オスマン朝皇帝(魯迷番王)の名において通交を報ずるのは、嘉靖三年(一五二三—四)四月を最初とし、それから約一世紀にわたり交渉を持った。このような時間的対応からすれば、本書の御覧によってスレイマンが遣明使節の派遣を思い立ったとしても、あなたがた荒唐無稽な議論ではないだろう。^⑩

以上、アリー・エクベル著『中国記』についてこれまでの研究から多くの示唆を得ながらも雑駁不完全な紹介に終始した。じつは

数年前イスタンブル滞在中(一九六七年)にイスタンブル大学文学部史学科のゼキ・ヴェリディ・トガン教授から御指示を仰ぎ、本書の調査の機会を得たが、ペルシア語写本を閲覧する機会にめぐまれず、オスマン・トルコ語訳の一写本を通覧したにすぎなかった。しかし敢えてここに報告し、末筆ながら感謝の意を表すると共に、ペルシア語原典テキストの公表を切に希望する。

① J. A. Pope, *Fourteenth-Century Blue-and-White, A Group of Chinese Porcelains in the Topkapu Sarayı Müzesi, Istanbul* Washington, 1952, p. 13.

② ショーン・ホープ氏は、その情報はイスタンブル滞在中に聞きたことで実際に出典に当たったのではないと断る。しかし、それに確信を得たように述べる根拠は、ホール・カーレ氏の論文にあるのであろう。ところが、ホール・カーレ氏は決してそのように書いていない。トプカプ宮殿にあつたらしく武宗正徳帝の銘を有する二個の中国陶磁の存在理由を考える上で、『中国記』は重要な参考文献であるところにつきなご。この辺に何か誤解があるのではないかと理解する。

P. Kahle, *Eine islamische Quelle über China um 1500, Das Khatayname des 'Ali Ekber, Acta Orientalia, Bd. 12, ss. 91-110, Lund, 1933.*

③ P.T.による「ホータンとカンシールの道は、ただ十五日行程を除けば、人家は多く、水やまぐさも豊かである。しかし、十五日行程のところでは、どの宿場も人の丈ほどの深さに土地を掘ると、水は噴出し、あるところでは、脈の長さも掘れば十分である。モグリスタンの道、チャガタイ領は非常によい」とう。

④ H. L. Fleischer, *Berichte der kgl. Sachs. Gesellschaft der*

Wissenschaften. Bd. III, Leipzig, 1851, ss. 317-27. J. Th. Zenker, *ibid.* s. 785. 但し、フレイシャー氏の論文は直接検索できなかつたために、シェーファー氏の前掲論文の言及による。

⑤ ホール・カーレ氏には、『中国記』に関連して前掲論文のほかにも論文がある。

Islamische Quellen zum chinesischen Porzellan, ZDMG, Bd. 88, Leipzig, 1934, ss. 1-46; China as described by Turkish Geographers from Iranian Sources. *Proceeding of the Iran Society* Vol. 2, pt. 4, London, 1940.

⑥ Z. V. Togan, *Ali Ekber, İslam Ansiklopedisi* Cilt. I, ss. 318-19.

⑦ "Ye İki üç ay müddetinde bazı yerlerde gittik. Yolların iki çarşınba muttasıl ağaçlar dikmişler. Anların sayesinden yurdunp, uzerimize güneş dogmadı". (TMs. 63a8-10)

⑧ 明・李東陽：『大明会典』万曆十五年司礼監刊本。

⑨ M. M. Thevenot, *Relations de divers voyages curieux etc. Tome II, partie 4, Paris, 1833.* "Ambassade de Schahrok, fils de Tamerlan, et d'autres Princes ses voisins a L'empereur du Khatay".

⑩ 間野英二：「十五世紀初頭のモタールスターン」『東洋史研究』第三三卷第一号、一一七頁。

⑪ "Bir sehr ki vardir ismine KNJA [N] Fw derler. Otuz bin müddetinde müddetinde anda olurlar." (14b13-14)

⑫ 宮崎市定：「帖木児王朝の遣明使節」『アジア史研究』第三、京都、昭和三十八年、二二七—二三八頁。

⑬ 永樂十九年正月甲子朔は西紀グレゴリウス暦一四二一年二月十一日にあたる。これに対して行程記の回曆には混乱があるとみえ、正確に

一致しなご。ここへは記事内容の対応を基準にする宮崎博士の説に従ふ。

⑭ 『明史』巻六五、輿服志「天子車輅」(永樂三年、更定國朝大輅)の条に大輅(各一輅、以二象駕之)、玉輅(亦駕以二象制如大輅)など、皇帝の乗物に関する種類が挙げられるが、そのこれにあたるか不明である。「Yusun」は「Ye Savm」
と読むが、こゝれは同じ意味を解しなご。

⑮ Z. V. Togan, Ali Ekber, Islam Ansiklopedisi Cilt I. s. 318.

⑯ Cf. Klapproth, Journal Asiatique, Sér. II, Tome XI, Paris 1893, pp. 447-470.

⑰ この本書の陳述を抄訳しなご。第二部にしなごは、「中國領十三部」の NZARSTAN である。……この部の有名な都市は NMITAY であるが、中國領 (Mulk-i-Chin) の王府 (paytakh) である」となご。第三部 Khan-baligh については問題なごが、DY-TNK は「中國諸國におこし銀物 (maden) とその製品、織物の豐富をばハン、リッダをおこすなご。そのべ、を其語った銀物と製品の源はハン、リッダにおこすなご。その部の都市の名の有なごは「JWJW」や SLAR FW である。その地方にこご黒胡椒 (Fufu)・丁香 (Karanfil)・胡椒 (Pipin) などの貴重な薬物が多い。しかし、塩はたごん高価で、「ディルハムの塩が「ディルハムの銀で売られる」とある。第五部は「LMSYN」とごうが、縦横三ヶ月行程の道のりがある。この部の全住民は陶磁器 (Faghfar) を作る」とある。第六部は「FW-

KShy とごう。種々の綿織子 (Atlas)・綾子 (Kemha)・面麻布 (Kertan) などの優雅な布製品が中國に産するが、その商品は「こご手に入る」とごう。第七部は「第一の都市の地を KANSAY とごう」とある。第八部は「YWNW の國である。世界の陸地の四半分の最後にある。両側が海であり、その一方が陸地である」とごう。第九部は「KWLY とごう。その地方はたごん栄えり」とある。第十部は「JADH である。それは大きな港町 (Bender) であるが、全イン (Hind) の港からこご商物がこご。中國の諸港のす入てはその港町を欠かせなご。なきなら、その南西方面はイン、地方に続くかた」とある。第十一部は「KHTN である。前の時代に中國の辺境であったが、いまイスラムの辺境である。内にある諸都市は皇帝に服属しなご」とごう。第十二部は「世界のはての最後であり、東海の岸辺である。そのべ、そのこごの大都市がある。一つの名は「WANNSY」とごう。その名は「WAN DWN」とごう」とある。

なご TT びやごん HYZA び HYZA び HYNRA FVKSHY び FVKNSY である。

⑱ 小田(永石)寿典：「明初の哈密王家こごて」『東洋史研究』第二卷第一号、一三八頁。

⑲ 和田博徳：「明代の鉄砲伝来とオスマン帝國」『史學』第三卷第一一四号、東京、昭和三十六年、六九二—七一九頁。

⑳ このことについて A・A 地域総合研究の昭和四十二年度合同研究会報告で述べたことがある(『連絡会報』三、一九六八・七・三〇参照)。

(京都大学文学部講師)

is his deep preoccupation of liberation of the many Slavonic peoples under the former United Polish-Lithuanian Commonwealth against any partitioning Powers, determined his anti-Napoleonic behavior ; and so he was a leading pioneer in the process toward crystallization of Pan-Slavism, and a great Slavophile.

“Twelve Patterns” on Chinese Emperor’s Garments

by

Minao Hayashi

“Twelve patterns” of the Chinese emperor’s garments are enumerated in the chapter of I-chi in *Shang-shu*. This article tried to find out each of the “twelve patterns” among the archaeological finds contemporary with the formation of the chapter of I-chi 益稷篇 of *Shang-shu* and its notes. Owing to the recent development of chinese archaeology, we succeeded in identifying the “Twelve Patterns” which knowledge obliterated early in Han period. By this new identification, we were also able to explain the origin of the legend that these patterns decorated the emperor’s garments.

A Note on the Historical Materials of Khitay-name by Ali Ekber

by

Juten Oda

This (Khitay-name) is, not a travel-book, but a systematic description of China in Persian which was finished at Constantinople in A. D. 1516. But certainly the author, Ali Ekber, stayed in Peking. The present writer tries to confirm a few features of his travel according to the main accounts in twenty chapters of this book : for instance he went to Peking by way of the tribute route from Turkestan. This route is offered under the names of several cities written in the first part of the 9th chapter. In the 2nd chapter there is a description of the Imperial

Parade of the state ceremony, Chiao-ssu 郊祀, dedicated to all the Gods of Heaven-and-Earth in the first month of years (A. D. 1421-1530) in Peking. And we have an account of the leopardhouse "Pärskhāna" in the 6th chapter. Probably it corresponds to Pao-fang 豹房 in Chinese, built by the Emperor Chêng-tê in the 2nd year of his reign (A. D. 1507), which means his own private Harem for lasciviousness.

It is generally known that travellers to China were only treated as tribute envoys in the Celestial Empire during the period of Ming Dynasty. His descriptions report such important experiences with more or less limited and inaccurate informations as it were under those circumstances.

This note is written on the basis of Turkish manuscript Esat Ef. No. 2107 in Süleymaniye Library, Istanbul, with the reports which have ever been published on the Persian text.

A Study on the Form of Villages in Ancient Japan

by

Tadashi Muto

There are two conceptions about the forms of villages in ancient Japan, *Jori-shiki* 条里式 and natural villages; both of which were expected as several tens of fairly large villages, because the village system under the *Ritsuryo* 律令 System of 30 to 50 families a *Ri* 里 had accepted the reality of villages before *Ritsuryo* System. The village in the ancient literatures, however, is different, as a word, from *Ri* or *Gô* 郷 as an administrative village, but it is not so similar that it cannot be abridged as words, natural villages.

Judging from the relation between *Ri* and villages in *Harima-no-kuni-Fudoki* 播磨國風土記, *Ri* proved possibly to include villages of very little size, and more forms of villages should be needed in studying the ancient viliages in Japan.